

環境省による事業

平成30年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

■ 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

-対象製品の公募- 公募要領

平成30年4月

INDEX

1 対象製品について

- | | | |
|--------------|-------|---|
| 1. 事業趣旨 | | 3 |
| 2. 事業内容 | | 3 |
| 3. 登録申請者の要件 | | 3 |
| 4. 対象製品のグレード | | 3 |

2 対象製品の要件

- | | | |
|-----------|-------|---|
| 1. 断熱材の要件 | | 4 |
| 2. 窓の要件 | | 6 |
| 3. ガラスの要件 | | 8 |

3 対象製品の登録について

- | | | |
|-------------|-------|---|
| 1. 登録スケジュール | | 9 |
| 2. 対象製品の公表 | | 9 |

4 対象製品の登録方法

- | | | |
|------------|-------|----|
| 1. 登録手順 | | 10 |
| 2. 新規登録フロー | | 10 |
| 3. 移行登録フロー | | 13 |
| 4. 提出書類の補足 | | 14 |

5 申請に関する注意事項

- | | | |
|----------------------|-------|----|
| 1. 対象製品に関する注意事項 | | 16 |
| 2. 申請書提出期間、提出先及び問合せ先 | | 17 |

1 対象製品について

1. 事業趣旨

既存住宅において、省エネ関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援する。

また戸建住宅においては、この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備（家庭用蓄電池・家庭用蓄熱設備）の導入・改修支援も行う。

2. 事業内容

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が定める要件を満たした高性能断熱建材等の導入を行う者に対して、その経費の一部を補助する。

① 補助事業名

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）

（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業）

略称：平成30年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業（以下「本事業」という）

② 補助対象となる製品

A) SIIの定める要件を満たした製品であること。

B) 未使用品であること。

C) 高性能建材及び家庭用蓄電池は、SIIへ登録されていること。

■ 補助対象製品の登録対象事業

対象製品		登録対象事業
高性能 建材	断熱材	本事業
	窓	
	ガラス	
家庭用 設備	家庭用蓄電池	経産省ZEH事業※1
	家庭用蓄熱設備※2	-

3. 登録申請者の要件

以下の要件①、②を満たす登録申請者（以下メーカーという）を対象とする。

① 製品の製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者であること。

② 事業及び企業の継続性があること。

（注1）登記をしている法人格に限る（必要により企業登記簿謄本等の提出を求める場合がある）。

（注2）製品を購入し自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報（製品を製造する企業等の情報）と、そのOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出すること。

4. 対象製品のグレード

SIIが各製品を性能値別に区分したもの。

※1 平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）のことをいう。

家庭用蓄電池の登録要件・方法については経産省ZEH事業の蓄電システム製品登録公募要領を参照のこと。

※2 家庭用蓄熱設備（電気ヒートポンプ式給湯機）は製品登録を不要とする。

要件等については本事業の一般公募要領を参照のこと。

2 対象製品の要件

1. 断熱材の要件

① 次のA)の要件を満たす製品であること。

ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材においては、B)の製品についても要件を満たすものとみなす。

A) λ 値(熱伝導率)が $0.041 (W/(m \cdot K))$ 以下の製品であること。

- マット、フェルト、ボード状等の断熱材においては、メーカー出荷時にその性能値が確保できているもので、且つ確認できること。
- 現場吹込・現場吹付においては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工するもので、且つ現場施工時に規定された性能値を確保できること。
- 真空断熱材においては、予めSIIに登録されたメーカーが発行する真空断熱材施工登録店登録証又は、真空断熱材指定施工業者届出書を提出できる施工会社が施工し、性能・品質が確保できていること。

B) R値(熱抵抗値)が $2.7 (m^2 \cdot K/W)$ 以上の製品であること。

- 天井断熱工事に用いる吹込み断熱材とし、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工するもので、且つ現場施工時に規定された性能値を確保できること。

- 下表の通り、 λ 値によるグレードを設定する。

断熱材	
グレード	λ 値(熱伝導率)
D1	0.022以下
D2	0.023～0.032
D3	0.033～0.041
D4	0.042以上

② 原則、JIS認証を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、以下、次頁表1を参照のこと)

- 過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの。

(以下のA)～D)のいずれかに該当する製品であること)

A) JIS認証値で登録を要望し、JIS認証書、附属書を提出できるもの。

B) JIS認証製品であり且つ自己宣言値での登録を要望し、JIS認証書、附属書及び第三者機関にて測定した性能試験成績表を提出できるもの。

C) JIS認証外品の登録を要望し、品質認証書及び附属書等(ISO 9001又はJIS Q 9001、JIS Q 17050供給者適合宣言も可)、第三者機関にて測定した性能試験成績表、JIS A 1480による統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類を提出できるもの。

JIS規格がなく、ISO 9001又はJIS Q 9001を取得し登録を希望する場合も含む。

D) JIS規格がなく、且つISOも未取得で登録を要望し、JIS Q 17050「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言ができる製品で、自己適合宣言書(JIS Q 17050-1)、支援文書(JIS Q17050-2)、品質マニュアル、QC工程表、第三者による適合性評価報告書を提出できるもの。

表1 断熱材の登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS A 9504	人造鉱物繊維保温材
JIS A 9511	発泡プラスチック保温材
JIS A 9521	建築用断熱材
JIS A 9526	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム
JIS A 9523	吹込み用繊維質断熱材
JIS A 5914	建材畳床
ISO 9001 JIS Q 9001	品質マネジメント規格
JIS Q 17050	適合性評価-供給者適合宣言

2. 窓の要件

① U値(熱貫流率)が $2.33\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下の製品であること。

ただし、内窓の場合は外窓と合わせてU値が2.33以下であること。この場合のU値は、外窓アルミの枠と単板ガラスを想定して算出すること。

- 下表の通り、U値によるグレードを設定する。

		窓	
		グレード	U値(熱貫流率)
外窓	W1	1.30以下	
	W2	1.31～1.60	
	W3	1.61～1.90	
	W4	1.91～2.33	
内窓	W5	2.33以下	

② 原則、JIS認証(JIS A 4706)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、以下、次頁表2を参照のこと)

- 過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの。
(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする)
- ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められ、第三者機関による品質性能試験報告書が提出できる)製品(以下のA)又はB)に該当)は対象とする。

A) 品質認証書及び附属書等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書等、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測されるU値(熱貫流率)の管理図)及び性能試験成績書※を提出できるもの。

B) 性能試験成績書※及び自己品質管理証憑を提出できるもの。

※ 性能試験成績書は以下のいずれかとする。ただし、性能試験成績書にガラスメーカー名、ガラス製品名、ガラス中央部の熱貫流率、ガラスの中空層の厚さの記載があること(ない場合は、これらの項目を別紙にて作成し、窓メーカーにて押印の上、提出すること)。

- JIS A 4710又はISO 12567-1により代表試験体※¹で実施された第三者機関※²の試験結果報告書
- JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2又はWindEye※³により代表試験体※¹で実施された第三者機関※⁴の計算結果報告書

(注1) テラスドア、勝手口ドア等は、ドアに組込まれたガラス部分がドア面積の50%以上であり、上記登録要件を満たす場合のみ登録可とする。ただし、ガラスのサイズが明記された書類を添付すること(カタログも可とする)。

(注2) 本事業では、カバー工法はガラスの交換として申請すること。

※1 製品シリーズ(同一の製品シリーズ名として販売され、材質、構造等が同様であること)の中で、代表的な窓種(引き違い窓を原則とし、製品シリーズ内に引き違い窓(引き形式の窓)が無い場合は該当シリーズでの代表窓で可)、代表的なサイズ(W1650×H1300mm等、窓種を引き違い窓としない場合は、該当窓種の代表的なサイズ)登録する製品シリーズとして装着させるガラスのうち最もガラス中央部の熱貫流率(JIS A 3107等での計算値、第三者機関※⁵の測定値、もしくはガラスメーカーカタログ値による)が大きいガラスからなる試験体を言う。

※2 JNLAやJABIに登録されたメーカーの試験所も含む。

※3 一般社団法人 リビングアメニティ協会で公表されている窓の断熱性能プログラムWindEyeによる計算結果報告書を提出する場合、窓メーカーにて社印を押印する。

※4 一般社団法人 リビングアメニティ協会等。

※5 一般財団法人 建材試験センター等。

表2 窓の登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS A 4706	サッシ
ISO 9001 JIS Q 9001	品質マネジメント規格
JIS Q 17050	適合性評価-供給者適合宣言
JIS A 4710	建具の断熱性試験方法
ISO12567-1	Thermal performance of windows and doors. Determination of thermal transmittance by hot box method. Complete windows and doors.
JIS A 2102-1	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部:一般
JIS A 2102-2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部:フレームの数値計算方法
WindEye	窓の断熱性能プログラム

3. ガラスの要件

① ガラス中央部のU値(熱貫流率)が $2.33\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下の製品であること。

- 下表の通り、U値によるグレードを設定する。

ガラス	
グレード	ガラス中央部のU値(熱貫流率)
G1	1.49以下
G2	1.50~2.33

② 原則、JIS認証(JIS R 3209)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、以下、表3を参照のこと)

- 過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの。
(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする)
- ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められる)製品(以下のA)又はB)に該当)は対象とする。
 - A) 断熱性を向上するために、中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等(JIS規格準拠製品)を生産する代表工場が過去3年以内に認証を受けているもの(アルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等はJIS規格がないため、それらと同様の製品でガス入りではない製品の認証で可とする)。且つ、実際に使用している各メーカーのガラスデータを使用した代表製品の計算結果を提出できるもの。
 - B) 過去3年以内に認証を受けているもの。品質認証書及び付属書等(ISO 9001又はJIS Q 9001、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される第三者機関^{※1}によるU値(熱貫流率)の性能試験報告書、製品管理で実測しているU値(熱貫流率)の管理図)を提出できるもの。
- ただし、JIS規格準拠製品、JIS規格製品であってもカタログ等に記載のない中空層厚を登録する場合、及びカタログ等に記載の小数の桁数より多い桁数のU値(熱貫流率)を登録する場合は、性能試験成績表[※]を提出すること。

※ JIS R 3107、JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2、又はWindEye^{※2}により実施された第三者機関^{※3}の計算報告書。

(注1) 登録するU値(熱貫流率)は、登録する区分の中で最も大きいもの(中空層厚の小さいもの)とする。

表3 ガラスの登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS R 3209	複層ガラス
JIS R 3107	板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法
JIS A 2102-1	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部:一般
JIS A 2102-2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部:フレームの数値計算方法
経済産業省告示 第二百三十五号	複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者の判断の基準等
ISO 9001 JIS Q 9001	品質マネジメント規格
JIS Q 17050	適合性評価-供給者適合宣言

※1 一般財団法人 建材試験センター等。

※2 一般社団法人 リビングアメニティー協会で公表されている窓の断熱性能プログラム。
報告書を提出する場合、ガラスメーカーにて社印を押印する。

※3 一般社団法人 リビングアメニティー協会等。

3 対象製品の登録について

1. 登録スケジュール

	登録スケジュール
<input type="checkbox"/> 対象製品公募要領説明会(東京)	平成30年4月17日(火)
<input type="checkbox"/> メーカーコード発行申請期間	平成30年4月18日(水)～平成31年1月15日(火)
<input type="checkbox"/> 対象製品の登録申請(公募)期間	
<input type="checkbox"/> 対象製品の公表(SIIホームページ)	月1回程度の予定※ ¹

2. 対象製品の公表

- 登録された対象製品は、SIIホームページにて順次公表する。
- 公表する内容は以下の通りとする。

	SIIホームページでの公表項目	補足事項
共通	<input type="checkbox"/> メーカー名	製品の製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者の名称
	<input type="checkbox"/> 登録日	SIIが対象製品を登録した日
	<input type="checkbox"/> SII登録型番	SIIの登録型番付番ルールに準ずるもの
	<input type="checkbox"/> 製品名又はシリーズ名	カタログに記載されている製品名又はシリーズ名
	<input type="checkbox"/> グレード	SIIが各製品を性能値別に区分したもの
	<input type="checkbox"/> ホームページのURL	対象製品の詳細が分かるホームページのURL
	<input type="checkbox"/> 問合せ窓口の電話番号	対象製品の問合せ窓口の電話番号
断熱材	<input type="checkbox"/> 断熱材の種類 <input type="checkbox"/> λ値(熱伝導率)※ ² <input type="checkbox"/> R値(熱抵抗値)※ ² <input type="checkbox"/> 厚さ <input type="checkbox"/> 指定施工業者	・「熱抵抗値」※ ² 、「厚さ」は、天井吹込製品のみ該当 ・指定施工業者は、吹込・吹付に該当
窓	<input type="checkbox"/> 建具の仕様 <input type="checkbox"/> 複層ガラスの最小中空層の厚さ <input type="checkbox"/> ガラス仕様 <input type="checkbox"/> ガラス中空層の種類	
ガラス	<input type="checkbox"/> 中空層の種類 <input type="checkbox"/> 最小中空層の厚さ <input type="checkbox"/> アタッチメントの有無	

(注1) 上記、公表する内容はメーカーが対象製品申請リストで製品登録を行い、SIIが製品の性能について審査をした上で対象製品として承認した製品のみ公表する。

(注2) 家庭用蓄電池については、経産省ZEH事業の蓄電システム製品登録公募要領を参照のこと。

(注3) 家庭用蓄熱設備は製品型番等の登録が不要のため、ホームページでの公表は行わない。

※1 対象製品については、登録申請からSIIホームページに公表されるまでに約1か月必要(申請書に不備が無かった場合)となることを念頭に置いて申請のこと。

※2 λ値(熱伝導率)、R値(熱抵抗値)は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証するものではない。

4 対象製品の登録方法

1. 登録手順

対象製品として製品を登録するためには、以下の手順で、製品の性能や製品型番等の情報をSIIへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受け、審査結果通知を受領することが必要となる。

- ① 対象製品の登録を希望するメーカーは、SIIにメールにて「メーカーコードの発行申請」を行う。
- ② SIIは製品区分ごとの対象製品を申請し、登録を希望するメーカーにメール送信し「メーカーコードの発行」を行う。
- ③ メーカーコードを受領したメーカーは、「対象製品登録申請書」等の書類をSIIに送付する。
- ④ SIIは審査の結果、登録要件を満たしていると確認ができた製品を本事業のデータベースに型番登録する。
- ⑤ SIIからメーカーに審査結果通知の送付を行い、登録完了とする。ただし、登録にあたっては条件をつける場合がある。

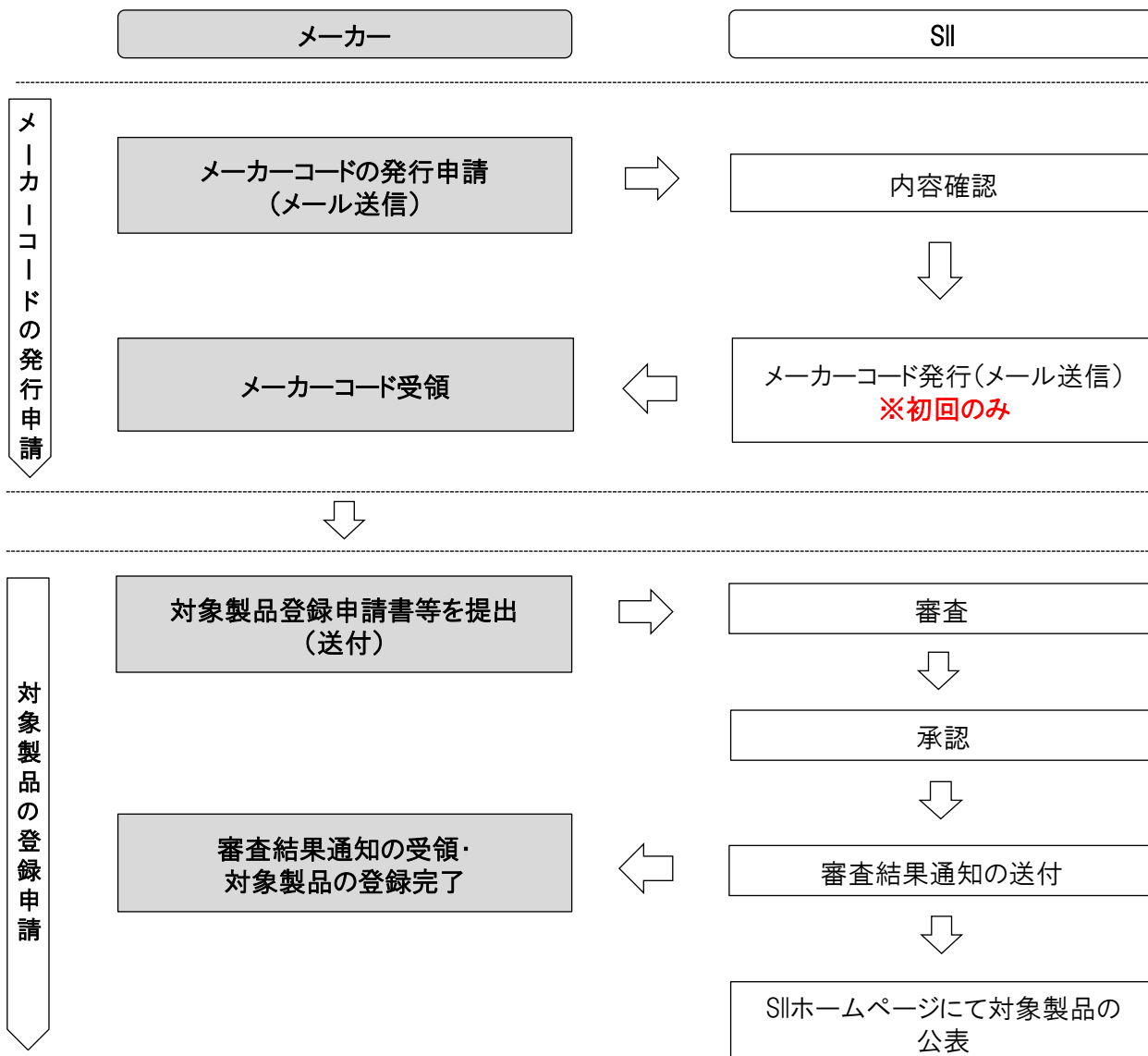
(注1) 上記①、②は初回のみとする。平成29年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業にて、すでにメーカーコードを受領している場合、発行申請は不要とする。

また、本事業にてメーカーコードを受領後、対象製品の追加申請を行う場合も発行申請は不要とする。

(注2) 平成29年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業で既に登録されている製品については、本事業における製品登録の申請において一部書類を省略できる。

2. 新規登録フロー



対象製品を新規に登録するフローは以下の通りとする。



① メーカーコードの発行申請

- 対象製品の登録を希望するメーカーは、初回の対象製品登録申請前に「メーカーコードの発行申請」を行うことが必要となる。
- メーカーコード発行申請期間内に、メール送信先(SII)にメーカーコードの発行を希望する旨等を連絡すること。
- その後、SIIから製品区分ごとに申請する各メーカーへ固有のメーカーコードを速やかにメールにて発行・付与する。

メール送信先 / メールタイトル / メール本文の必要記載事項

メール送信先(SII)	kenzai-seihin@sii.or.jp 
メールタイトル	例) <u>断熱材製品メーカーコード発行申請</u> / <u>(株)〇〇断熱工業</u> 
メール本文の必要記載事項	① メーカーコードの発行を希望する旨 ② 登録申請する製品区分(断熱材、窓、ガラス) ③ メーカーの名称 ④ 担当者名 ⑤ 担当者連絡先 ⑥ 担当者メールアドレス(返信用となる)

② 「メーカーコード」と「登録申請する製品型番」について

- 各企業に固有のメーカーコード(3桁もしくは4桁)をSIIが発行する。メーカーコードの頭文字は以下の通り製品区分ごとに1文字固定とする。
- 原則、重複のない製品型番を設定し、登録申請を行うこと。

製品区分	メーカーコード(例)		SII登録型番(例)	桁数
断熱材	D	XYZ	DXYZA11PE3	全10桁
窓	W	99	W991A1212	全9桁
ガラス	G	XY	GXYA11Y1	全8桁

③ 対象製品の登録申請

- メーカーコードが発行されたメーカーは、対象製品登録申請期間内にSIIへ提出書類を送付すること。
- また、データの提出が必要な書類はルールに則ってファイル名を作成し、上記のメール送信先に送付すること。
- その後、SIIによる審査にて承認された製品は、SIIからメーカーに審査結果通知の送付を行い登録完了となる。

[添付ファイルのファイル名 作成ルール]

アンダーバー

例: DXYZ 20180425.xlsx



④ 新規登録での提出書類

- 製品登録を新規に行う場合は、以下の提出書類をSIIに送付すること。
- 製品区分の異なる製品を登録する場合は、製品区分ごとにそれぞれ作成・提出すること。
- 提出書類にある「○：提出必須」、「△：該当する申請者のみ提出」に従い、書類を提出すること。
- なお、製品を追加登録する場合は、新規登録の手順に従って書類を提出すること。

No.	書類名	提出形態	提出書類
1	提出書類チェックリスト	書類	○
2	対象製品登録申請書	書類(原本)	○
3	企業情報	データ(Excel形式)	○
4	対象製品申請リスト	データ(Excel形式)	○
5	施工業者登録リスト	データ(Excel形式)	△※1
6	第三者認証証憑等	書類	○※2
7	OEM等企业情報	データ(Excel形式)	△※3
8	OEM等先との契約書又は覚書等の写し	書類	△※3
9	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ	書類	○※4

(注1) Excel形式のデータは、kenzai-seihin@sii.or.jpのアドレスへ送信すること。

※1 断熱材の吹込・吹付の製品を登録する際は、必ず提出すること。

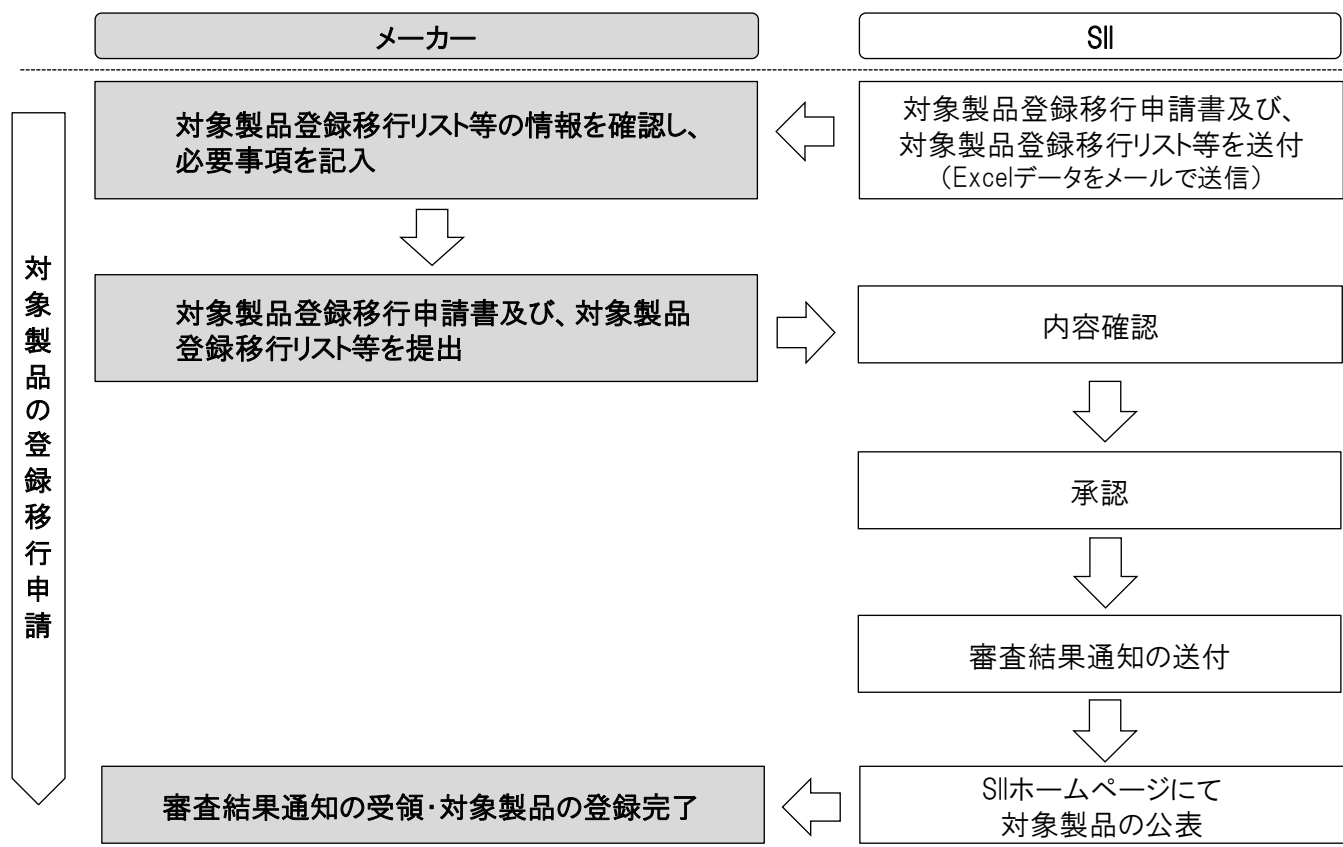
※2 断熱材、窓、ガラスにより異なる。詳細はP.14～P.15を参照のこと。

※3 製品登録申請を行う申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出すること。

※4 カタログには対象製品申請リストに入力したメーカー、型番が入ったページに付箋を貼り、内容に蛍光ペン等でマークを入れること。

3. 移行登録フロー

登録済み製品の移行フローは以下の通りとする。



① 移行登録での提出書類

- 製品登録の移行を行う場合は、以下の提出書類をSIIに送付すること。
- 提出書類にある「○：提出必須」、「△：該当する申請者のみ提出」に従い、書類を提出すること。

No.	書類名	提出形態	提出書類
1	対象製品登録移行申請書	書類(原本)	○
2	企業情報	データ(Excel形式)	△※1
3	対象製品登録移行リスト	データ(Excel形式)	○
4	第三者認証証憑等	書類(写し)	△※2
5	施工業者登録リスト	データ(Excel形式)	△※3
6	OEM等企業情報	データ(Excel形式)	△※1
7	OEM等先との契約書又は覚書等の写し	書類	△※1
8	登録済み製品の廃番・変更届	データ(Excel形式)	△※4

(注1) Excel形式のデータは、kenzai-seihin@sii.or.jpのアドレスへ送信すること。

- ※1 登録済みの情報に変更がある場合は、SIIへ相談すること。
- ※2 更新があった場合提出すること。
- ※3 断熱材の吹込・吹付の製品を登録する際は、必ず提出すること。
- ※4 登録済みの製品に廃番・変更がある場合は提出すること。

4. 提出書類の補足

第三者認証証憑等の提出書類の詳細は以下とする。

各対象製品における登録要件区分に合わせた製品規格ごとに以下の書類を全て提出すること。

(注1) 製品登録を行う申請者が自社で製造等していない場合、OEM等先の第三者認証証憑等でも可とする。

(注2) 自社で発行し押印を必要とする書類(第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による計算結果等)は、
原本を提出すること。

(注3) 平成30年4月2日(月)～平成31年3月31日(日)の事業期間までにJIS認証を更新した場合、更新された認証書及び附属書の写しを速やかにSIIへ提出すること。

(注4) 提出する第三者認証証憑等の書類には、登録申請するSII登録型番を明記すること。

【断熱材】

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9523、 JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS規格準拠製品	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9523、 JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 (自己宣言値での登録)
3	供給者適合宣言での 登録製品 (JIS認証未取得製品等)	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9526、 JIS A 9523、JIS A 5914 (ISO 9001、JIS Q 9001、 JIS Q 17050)	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく 算出された性能値(熱的宣言値)の書類
4	JIS規格外製品	JIS Q 17050 (「適合性評価-供給者宣言」 に基づく自己適合宣言)	<input type="checkbox"/> 自己適合宣言書(JIS Q 17050-1) <input type="checkbox"/> 支援文書(JIS Q 17050-2) <input type="checkbox"/> 第三者による適合性評価報告書 <input type="checkbox"/> 品質マニュアル <input type="checkbox"/> QC工程表 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく 算出された性能値(熱的宣言値)の書類
5	天井吹込み製品	JIS A 9523	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 (自己宣言値での登録)

【窓】

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 4706	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS Q 9001等での登録製品 (JIS認証未取得製品等)	JIS A 4706 (ISO 9001、 JIS Q 9001、 JIS Q 17050)	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等(JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書
3	自己品質管理証憑での登録製品 (JIS認証未取得製品等)	品質管理証憑	<input type="checkbox"/> 自己品質管理証憑(品質管理表等) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書

【ガラス】

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS規格準拠製品※1	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による熱貫流率の計算結果(入力値等の情報を含む)等
3	JIS規格外製品※2	ISO 9001、 JIS Q 9001	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 第三者機関による熱貫流率の性能試験報告書等 <input type="checkbox"/> 製品管理で実測している熱貫流率の管理図

※1 中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等の製品

※2 真空ガラス等の製品

5 申請に関する注意事項

1. 対象製品に関する注意事項

対象製品の登録を希望するメーカーは、特に以下の点に留意すること。

また、登録申請書の提出をもって同意したものとみなす。

- ① 対象製品登録の際は間違いがないよう十分注意し、SIIのホームページ掲載後、万一、間違いが見つかった場合は各社の責任で対応を行うこと。
- ② 登録申請する製品は申請時に上市していること。
- ③ 申請された内容に変更(製品に係る性能、仕様、性能仕様に係る組成、担当者情報等を含む)及び廃番があった場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合は、SIIの指示に従うこと。
- ④ 対象製品の広報に関して登録された製品を各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で対象製品として広報することは任意とする。ただし、審査結果通知書発行前に登録された製品かのような誤解を与える表現を用いないこと。対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないこと。
- ⑤ 対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負うこと。
- ⑥ 導入した製品に不具合等(製品の個体差によるものは含まない)が発生した場合は、その対策・対応を進めるとともに速やかにSIIへ報告を行うこと。SIIIは、その不具合の内容により文書で報告を求められることがある。また、不具合等により製品の交換を行う場合は、未使用品を使用すること。
- ⑦ 対象製品登録を行ったメーカーは、対象製品登録の申請書類全てについて、その一式を本事業の終了後から最低5年間保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力すること。
- ⑧ 対象製品登録を行うメーカーは、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIIにより虚偽が認められた場合、SIIIは当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告を求められることがあること。
- ⑨ 前項の報告を受けたときは、SIIIはその内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該製品及び関連資料の提出を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑩ 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、製品の登録を取消すとともに、メーカーの名称及びその内容を公表する場合があること。
- ⑪ 補助金受給に係る不正行為について、指定製品メーカーの関係者の関与が認められた場合、その事業者の登録製品を全て対象外とする場合があること。
- ⑫ 前項による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、メーカーに対して期限を付して当該補助金相当額を請求することがある。

- ⑬ 対象登録製品の輸送・取り扱いについては、建築基準法・消防法・労働安全衛生法等の関係法規を遵守し十分な対策のもと慎重に行うこと。
- ⑭ 製造・輸入元等と対象製品の登録申請を行うメーカーとの間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないこと。
- ⑮ 環境省が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、対象製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
- ⑯ 提出書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

2. 申請書提出期間、提出先及び問合せ先

- ① 申請書提出期間
平成30年4月18日(水)～平成31年1月15日(火) 17時必着
- ② 提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 『断熱リノベ』 対象製品登録担当 宛

- ・「断熱リノベ申請書在中」と必ず記入のこと。
- ・SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。また、申請書の持ち込みは受け付けないので注意すること。
- ・宛先には略称SIIを使用しないこと。
- ・申請者がSIIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできないので注意すること。
- ・提出書類は必ずボールペン・万年筆等(黒色インクのもの)で記入すること。
(消せるボールペン、鉛筆は不可)

【問合せ先】※通話料がかかるので注意すること。

TEL:03-5565-4860 (平日10時～17時) FAX:03-5565-4861

